

返戻金について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は無償で代わりの人材を紹介或いは下記の率で算出した金額を返戻するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働条件内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期	返戻金の割合
入社 1 ヶ月以内に退職の場合	返戻金 受取った成功報酬の 80%
入社 3 ヶ月以内に退職の場合	返戻金 受け取った成功報酬の 50%

成功報酬の返戻について当社は、その事由発生の事実を求人者から書面或いはメールで申し出を当人の退職後 2 週間以内に受け、当社がその申し出を受領した時点の翌月末に返金を行います。

但し、本件、制度の詳細・適用については、個別に各求人者との協議により定めます。

許可番号：13-ユ-319571
東京都中央区八重洲 2-1-1
YANMER TOKYO 12 階
株式会社 Fit for the Future